

# 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月  
【主管課・室】 水環境部土壌環境課  
【評価責任者】 土壌環境課長 鍋木 儀郎

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 4 土壌環境の保全
施策の概要	<p>環境基準等の設定、見直し</p> <p>土壌の汚染に係る環境基準等について、科学的な知見の集積等に伴い、基準の設定、見直しを進める。</p> <p>農用地の土壌汚染対策</p> <p>農用地土壌の汚染に起因する有害な農畜産物の生産、農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策を推進する。</p> <p>市街地等の土壌汚染対策</p> <p>市街地等の土壌汚染対策</p> <p>有害物質により汚染された土壌による人の健康被害の防止を図るため、平成15年 2月に施行された土壌汚染対策法に基づき汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置を講じることにより、市街地等における土壌汚染対策を推進する。</p> <p>ダイオキシン類に係る土壌汚染対策</p> <p>人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすと考えられているダイオキシン類に係る土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の改善を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策を推進する。</p>
予算額	1,950,179 千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。
達成状況	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するための施策を推進するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理するため、土壌汚染対策法に基づき着実に対策を推進している。

下位目標1	環境基準等の設定、見直しを行う。				
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
環境基準項目数 (項目)	28	28	28		-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度		
土壌汚染対策法に基づく指定基準 (項目)	26 (H15.2~)	26	26		-
達成状況	<p>環境基準の項目数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の環境項目数 28項目(ダイオキシンを含む)</li> </ul> <p>土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準として、土壌溶出量基準26項目及び土壌含有量基準9項目を設定(なお、含有量基準9項目は、土壌溶出量基準26項目のうちの9項目と同物質)</p> <p>基準項目以外の物質で、汚染のおそれのあるものについて、データ収集及び実態調査を実施した。</p>				

下位目標2	農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。				
指標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
農用地土壌汚染対策地域の指定解除率	77%	85%	-		100%
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度		H - 年度
農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累積) (ha)	6,275	6,276	-		-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度		H - 年度
農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)(ha)	4,838	5,337	-		-

達成状況	農用地土壌汚染対策 ( )は15年度実施分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 85%</li> <li>・農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累積) 6,276 ha (1ha)</li> <li>・農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積) 5,337 ha (498.6ha)</li> </ul>
出典：『農用地土壌汚染防止対策の概要』	

下位目標3	市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。			
指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 土壌汚染対策地域の指定解除率	0%	0%	0%	100%
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 土壌汚染対策地域の指定面積(累計)(m2)	5,295	5,295	5,637	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)(m2)	0	0	0	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 土壌汚染対策地域の指定(累積)(地点)	2	2	3	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 常時監視地点数(地点)	3,300	3,059	-	-

参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
ダイオキシン類 環境基準超 過地点数 (地点)	0	1	-	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
有害物質使 用特定施設 の使用の廃 止により法 に基づく土 壌汚染状況 調査の対象 となった施 設の件数 (件)	-	528	726	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
都道府県知 事が土壌汚 染状況調査 の命令を発 出した件数 (件)	-	3	1	-
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	H - 年度
土壌汚染が 認められ指 定区域とし て指定され た件数(件)	-	14	42	-
達成状況	<p>ダイオキシン類に係る土壌汚染対策</p> <p>常時監視地点数(15年度) 3,059 地点</p> <p>環境基準超過地点数(15年度) 1 地域</p> <p>対策地域の指定(累積) 3 地域</p> <p>出典：『ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告』</p> <p>出典：『平成15年度ダイオキシン類に係る環境調査結果』</p> <p>・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく指定区域は、これまで東京都(大田区)、和歌山県(橋本市)で指定されていたが、平成16年度は香川県</p>			

	<p>(高松市)で3件目の指定がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類汚染土壌浄化技術を公募し、6技術を採用して実証試験を実施した。</li> </ul> <p>市街地等の土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設の使用の廃止により土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の対象となった施設の件数 1,254</li> <li>・法に基づき都道府県知事が土壌汚染状況調査の命令を発出した件数 4</li> <li>・土壌汚染が認められ指定区域として指定された区域数 56 (うち、指定区域解除20 (全部解除))</li> </ul> <p>上記の件数は法施行後2年間 (H15年度: H15年2月15日 ~ H16年2月14日、H16年度: H16年2月15日 ~ H17年2月14日) の数である。</p> <p>出典: 『土壌汚染対策法の施行状況調査結果』土壌環境課調べ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の円滑な施行を図るため、法に基づく調査を行う指定調査機関の指定や技術向上のための講習会を開催した。また、円滑な土壌汚染対策に不可欠なリスクコミュニケーションの方法に関するセミナーを開催した。</li> <li>・現在実用段階にある低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術を公募し、4技術を採用して実証試験を実施した。</li> </ul>
--	---

## 評価、及び今後の課題

<p>評 価</p>	<p><b>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</b></p> <p>土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。</p> <p>本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。</p> <p><b>【有効性】(達成された効果等)</b></p> <p>環境基準等の設定について、データ収集及び実態調査の実施により一定の知見が集積された。</p> <p>農用地土壌汚染対策については、農用地土壌汚染防止法の円滑な施行により、対策地域の指定解除率が増加していることから着実に事業が実施されている。</p> <p>市街地等土壌汚染対策についても、土壌汚染対策法が円滑に施行された結果、同法に基づき指定区域として指定された区域の指定解除件数が増加していることから着実に事業が実施されている。</p>
------------	--

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

農用地土壌汚染については汚染が広域的であること、またダイオキシン類土壌汚染については汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、土壌汚染対策が図られている。

市街地等の土壌汚染対策については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととした。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染者負担の原則に則り、汚染原因者に実施を求めることとなっている。

このように、汚染の様態に応じて土地所有者・汚染原因者等の関係者との適切な役割分担がなされていることから、効率的に施策が実施されていると判断できる。

< 目標に対する総合的な評価 >

関係法制度の円滑な施行により土壌汚染が認められる地域としてして指定された区域の指定解除件数等が増加していることから対策事業が着実に実施され、目標の達成に向け順調に進展しており、引き続き法の円滑な施行に努める必要がある。

農作物経由の有害物質暴露・土壌生態系等に関する基準等策定、未規制物質による土壌汚染といった新たな問題があり、これらに対応するための取組を引き続き行っていく必要がある。

今後の課題

環境基準等の設定、見直し等が必要である。

- ・ 有害物質の毒性情報に関する知見の収集及び基準値等設定のための検討調査
- ・ 農作物経由を含めた多様な暴露リスクを考慮した土壌環境基準の検討
- ・ 土壌生態系等の保全の在り方の検討
- ・ 肥料等による土壌環境への影響実態把握

農用地の土壌汚染対策が必要である。

- ・ 適正な常時監視、客土等の対策の円滑な推進
- ・ カドミウムの国際食品規格についての議論の動向を踏まえた新たな農用地土壌汚染対策の在り方の検討

	<p>市街地等の土壤汚染対策が必要である。</p> <p>&lt;市街地等の土壤汚染対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然的要因によって土壤中に存在する重金属等の実態把握などの土壤環境調査の推進</li> <li>・基準項目以外の物質による土壤汚染に関する調査・対策手法の検討</li> <li>・低コスト・低負荷型土壤汚染調査・対策技術の評価・普及</li> <li>・土壤汚染問題に係るリスクコミュニケーションの円滑な実施の推進</li> <li>・優良な土壤環境事業を行う事業者の評価手法の明確化</li> <li>・優良な土壤環境事業の普及促進</li> <li>・法の施行を円滑に進めるための、負担能力の低い者に対する支援の着実な実施</li> </ul> <p>&lt;ダイオキシン類に係る汚染土壌対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な常時監視、汚染土壌の処理等の措置の円滑な推進</li> <li>・ダイオキシン類による汚染土壌の浄化技術の評価・普及</li> </ul>
--	--

#### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>環境基準等の設定については、農作物経由の有害物質暴露、土壤生態系等に関する基準等策定の検討に向け、更なる知見の集積のための調査が必要である。</p> <p>市街地土壤汚染対策については、土壤環境の実態把握とそれに応じた基準の検討、土壤汚染調査・対策技術の評価・普及を行う事業等を継続的に進めていくとともに、円滑な土壤汚染対策に不可欠なリスクコミュニケーションの方法に関するセミナーの更なる実施が必要である。</p> <p>また、射撃場の鉛汚染対策など、特性が明確な土壤汚染事例について、それらの特性を踏まえた対策のあり方を検討し、現場で活用できる具体の指針を策定する必要がある。さらに、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染対策以外の自主的調査・対策や、不動産鑑定などの場面でも優良な業者選定の目安を求めるニーズが大きいことから、新たに客観的な評価の目安を作成し、評価ガイドラインとして取りまとめる必要がある。</p> <p>農用地の土壤汚染対策については、カドミウムの国際食品規格についての議論の動向を踏まえた新たな農用地土壤汚染対策の在り方の検討が必要である。</p>

## 特記事項

### 下位目標2・3の変更の理由

環境監視調査等補助金の廃止に伴い、政策目標を既発見汚染地の汚染解消に重点化したことにより、「指標」と「目標値」を新たに設定した。なお、新たな土壌汚染が発見されることによる地域指定面積の増加可能性があるため、達成年次は設定できない。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 4 土壌環境の保全	
<p>施策共通の主な政策手段等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策法</li> <li>・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>	
<p>事務事業名 (関連下位目標番号)</p>	<p>事業の概要</p>	<p>主な政策手段等</p>
<p>環境基準の設定調査 (下位目標1)</p>	<p>・ 環境基準等の設定及び見直しについては、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされることが必要なことから、有害物質の毒性情報に関する知見の集積等を実施し、基準等の設定、見直しを実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本法</li> <li>・ 農用地土壌環境基準等検討調査 (52百万円)</li> <li>・ 市街地土壌環境基準等検討調査 (84百万円)</li> <li>・ ダイオキシン類土壌環境基準等検討調査 (28百万円)</li> </ul>
<p>農用地の土壌汚染対策の推進 (下位目標2)</p>	<p>・ 農用地土壌の汚染に起因する有害な農畜産物の生産、農作物等の生育の阻害を防止するため、農用地土壌汚染防止法に基づく対策を推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用地土壌汚染防止対策費 (72百万円)</li> </ul>
<p>市街地等の土壌汚染対策の推進 (下位目標3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質により汚染された土壌による人の健康被害の防止を図るため、平成15年 2月に施行された土壌汚染対策法に基づき汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置を講じることによる、市街地等における土壌汚染対策を推進。</li> <li>・ ダイオキシン類に係る土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の改善を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌浄化施設に係る税制優遇措置 (固定資産税・特別土地保有税)</li> <li>・ 政府系金融機関による土壌汚染対策の措置に対する低利融資制度</li> <li>・ 市街地土壌汚染防止対策費 (945百万円)</li> <li>・ ダイオキシン類土壌汚染防止対策費 (769百万円)</li> </ul>

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) 1-4 土壌環境の保全 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 環境基準項目数	項目	28 (ダイオキシン含む) (H16年度)	- (-)
(参考指標名) 土壌汚染対策法に基づく指定基準	項目	溶出 26 含有 9 (H16年度)	- (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましいものとして27項目を定めている。</li> <li>・ダイオキシン類に関してはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましいものとして定めている。</li> <li>・土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準として、土壌溶出量基準26項目及び土壌含有量基準9項目を定めている。</li> </ul>			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)	特記事項(外部要因の影響など)		
-	-		
目標値設定の根拠	環境基本法第16条		

(施策名) 1-4 土壌環境の保全 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除率	%	85% (H15年度)	100 (-)
(参考指標名) 農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累積)	ha	6,276 (H15年度)	- (-)
(参考指標名) 農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)	ha	5,337 (H15年度)	- (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>農用地土壌汚染対策地域の指定解除率( / )。</p> <p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積。</p> <p>対策が完了し、農用地土壌汚染対策地域の指定が解除された累積面積。</p>			

評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 農用地土壌汚染対策の概要(公開)	特記事項(外部要因の影響など) FAO/WHO合同食品規格委員会において食品中のカドミウムの基準値について検討されており、農用地土壌汚染対策地域の指定要件と密接に関連することから、情報収集等を行い適切に対応していく必要がある。
目標値設定の根拠 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項	

(施策名) 1-4 土壌環境の保全 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) ・ダイオキシン類に係る土壌汚染対策 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の 指定解除率	%	0 (H16年度)	100 (-)
(参考指標名) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の 指定面積(累積)	ha	5,637 (H16年度)	- (-)
(参考指標名) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の 指定解除面積(累積)	ha	0 (H16年度)	- (-)
(参考指標名) ダイオキシン類土壌汚染対策地域の 指定(累計)	地域	3 (H16年度)	- (-)
(参考指標名) ダイオキシン類常時監視地点数	地点	3,059 (H15年度)	- (-)
(参考指標名) ダイオキシン類環境基準超過地点数	地点	1 (H15年度)	- (-)
・市街地の土壌汚染対策 (参考指標名) 有害物質使用特定施設の使用の廃止により法に基づく土壌汚染状況調査の対象となった施設の件数	件	726 (H16.2.15 ~ H17.2.14)	- (-)

<p>(参考指標名)</p> <p>都道府県知事が土壤汚染状況調査の命令を発出した件数</p>	<p>件</p>	<p>1</p> <p>(H16.2.15 ~ H17.2.14)</p>	<p>-</p> <p>( - )</p>
<p>(参考指標名)</p> <p>土壤汚染が認められ指定区域として指定された件数</p>	<p>件</p>	<p>42</p> <p>(H16.2.15 ~ H17.2.14)</p>	<p>-</p> <p>( - )</p>
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>ダイオキシン類に係る土壤汚染対策</p> <p>ア.ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除率(ウ/イ)</p> <p>イ.ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>ウ.対策事業が完了し指定が解除された累積面積</p> <p>エ.ダイオキシン類土壤汚染対策地域の数の累計</p> <p>オ.ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施される常時監視の実施地点数とそのうち環境基準を超過した地点数</p> <p>市街地の土壤汚染対策</p> <p>ア.有害物質使用特定施設の使用の廃止により、法に基づく土壤汚染状況調査の対象となった施設の件数</p> <p>イ.法に基づき都道府県知事が土壤汚染により人の健康被害の生ずるおそれがある土地について土壤汚染状況調査の調査命令を発出した件数</p> <p>ウ.当該調査の結果指定区域の指定基準に適合しない土地の指定区域への指定件数</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法の施行状況調査結果 (公開)</li> <li>・ダイオキシン類に係る環境調査結果 (公開)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定の報告(非公開)</li> </ul>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>-</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項、第29条第1項及び第30条第1項</li> <li>・土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項</li> </ul>			